

第 30 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 1 月 23 日（木）午前 9 時 30 分から 10 時 3 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	小脇	浩一	ヘ.	中島	一三
ト.	雨田	俊孝			

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 高田 正一

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 28 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 30 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第 5 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

追加議案

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係主任	日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
（農地利用最適化推進委員のうち）高田 正一 推進委員 でございます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立
していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 30 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
でしょうか。

（「はい。」の声あり。）

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 11 番、高
田 照美 委員。1 番、古市道則 委員を指名します。

議長 日程第 2、（議案協議）議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第
1 項の規定による令和元年度第 28 号農用地利用集積計画書の一部変更に
対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 1 号の説明をお願いいたします。戸川係長。
議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更（賃借権 1 件）について
承認を求めるものです。

資料は 2 ページをご覧ください。

当初公告年月日は令和元年 11 月 29 日付で、その期間は令和元年 12 月
1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 5 年間の設定でしたが、令和元年 12 月
8 日に合意解約されています。

3 ページをご覧ください。総括表の説明を行います。

賃貸人は南種子町〇〇××番地 A・88 歳。賃借人は南種子町〇〇××
番地 B・62 歳 です。

合意解約に至った土地の所在については、〇〇字△△××番、面積は ●●
㎡、ほかに 同字××番、面積は ●●㎡、登記及び現況地目はともに 田 で
す。

4 ページに合意解約通知書、5 ページに図面を添付しておりますので、
お目通しください。

以上、議案第 1 号について承認を求めるものであります。説明を終わり

ます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和元年度第30号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします、戸川係長。資料は8ページをお開きください。

議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、令和2年1月31日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権4件・農地中間管理権2件)を定めたいので承認を求めるものです。

資料は9ページをご覧ください。

(上段が)期間の始期を令和2年2月1日から令和7年1月31日が終期の5年間存続で、畑 ●●㎡が1件。利用権を設定する者の数、利用権の設定を受ける者の数はともに1名です。

(中段が)期間の始期を令和2年2月1日から令和8年1月31日が終期の6年間存続で、畑・その他 合計面積 ●●㎡。利用権を設定する者の数、利用権の設定を受ける者の数はともに2名です。

(下段が)期間の始期を令和2年2月1日から令和12年1月31日が終期の10年間存続で、畑 ●●㎡。利用権を設定する者の数、利用権の設定を受ける者の数はともに1名です。

資料は10ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 C・86歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 D・48歳。経営面積は ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番及び同番××、2筆の面積合計は ●●㎡。賃借料は ○○円の口座振込で、存続期間は6年の新規設定です。図面は12ページに添付していますのでお目通しください。

整理番号2番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 E・77歳。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 F。

土地の所在は、○○字△△××番、地目は畑で、面積は ●●㎡。存続期

間は5年の再設定です。図面は13ページに添付していますのでお目通しください。

整理番号3番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地G・80歳。利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地H・33歳。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外3筆、地目はともに畑で、4筆の面積合計は●●㎡。存続期間は10年の再設定で、賃借料は〇〇円の口座振込となっています。図面は14ページから16ページに添付していますのでお目通しください。

整理番号4番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地I・69歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地J。

土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は畑で、面積は●●㎡。存続期間は6年の新規設定で、利用内容はさとうきび、賃借料は〇〇円の口座振込となっています。図面は17ページに添付していますのでお目通しください。

続いて資料は19ページをお開きください。第2号議案の2について説明いたします。

計画総括表の説明をいたします。農地中間管理権の設定についてです。

公告年月日及び期間については、お目通しください。存続期間は5年で、田が●●㎡、畑が●●㎡です。利用権を設定する者の数は2名、利用権の設定を受ける者の数は1名です。

20ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、神奈川県平塚市〇〇××番地K・62歳、利用権の設定を受ける者が、公益財団法人鹿児島県地域振興公社です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は畑で、面積は●●㎡。作付け内容は甘藷、賃借料は〇〇円です。権利の種類は賃借権で5年間存続の新規設定です。再配分予定者はLです。

整理番号2番。利用権の設定をする者は、京都府宇治市〇〇××番地M・85歳、利用権の設定を受ける者が、公益財団法人鹿児島県地域振興公社です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は田で、面積は●●㎡。作付け内容は水稲、賃借料は10アール当り1万円です。権利の種類は賃借権で5年間存続の新規設定です。再配分予定者はNです。

図面については、21ページ・22ページに添付していますのでお目通しください。

賃借権及び農地中間管理権を取得する者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号 農用地利用集積計画について承認を求めるものであ

ります。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、河野 律雄 委員。

7 番委員

参考までに教えていただきたいんですけど、資料 20 ページの農地中間管理機構を通した契約の中で、賃借料が 〇〇円 と端数になっているのは、賃借料の設定は貸方・借方双方の話し合いで決めるもので、我々の範疇ではないと思いますが、農地中間管理機構の計算式などがあるんでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局

計算式というのはいないです。河野委員のおっしゃるように相互の話し合いで決まることであって、農地中間管理機構の方にその旨を伝えるという状況になっております。農地中間管理機構の方がこういう計算式でやってくださいとかいうことはありません。基本としては 10 アール当り 1 万円となっています。個別の案件について農地中間管理機構や事務局が何うことはありません。

議 長 よろしいでしょうか。

7 番委員

はい。本人の方からの内容の指示ということですか。この金額でやり取りしてくださいとか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局

こちらについては総合農政課が契約の窓口となっていますので、農業委員会を通してはいません。賃借料については、本人と町と再配分予定者との話し合いによって決まります。

議 長 よろしいでしょうか。

7 番委員

はい。分かりました。

議 長 ほかに、質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・〇 を議題にします。

事 務 局 それでは、事務局より議案第 3 号の説明をお願いいたします。日高主任。23 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明に

ついて審査を求めるもので、1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、西之表市西之表××番地 P.O。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現況地目は 山林。地積は ●●㎡ です。

ほかに 〇〇字△△ に 4筆、〇〇字△△ に 1筆 の合計で6筆。現況地目はともに 山林。地積合計は ●●㎡ です。

変更年月日については、平成12年12月以前です。

現況といたしまして、「長年放置されたことから自然に山林化したものと考えられる。」とのことです。

参考資料は24ページから添付しています。

以上の内容につきましては、1月14日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、中里 安男 委員。

2番委員 ただいま事務局の方から詳しい説明がありました。非農地証明願いにおける状況説明をいたします。申請された土地は、長年耕作されず放置されていたため山林化し、周辺一帯の土地についても広範囲に渡り耕作放棄地となっており、農地としての利便性も悪く、農地として再利用することは難しいと考えられます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外25筆 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。31ページをお開きください。

議案第4号は、「農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について」です。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、鹿児島県鹿児島市〇〇番××号 Q。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は 畑、地積は ●●㎡。

外 25 件、25 筆の合計で 26 筆、地積合計が ●●㎡ になります。

この 26 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、1 月 14 日の現地調査において、会長、農地部長、月担当農業委員、職員で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 4 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第 5 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 5 号の説明をお願いいたします。古市局長。資料 47 ページをお開きください。

この案件につきまして、ご説明いたします。昨年 10 月、奈良県の農業委員会におきまして、農政課長兼農業委員会の職員が農地制度運用違反をしております。更に大分県別府市の農業委員会会長が農地転用許可の手続きで便宜を図った見返りに現金十数万円を受け取ったとして全国報道されたところでございます。

事件を受けまして、農林水産省九州農政局、鹿児島県知事、鹿児島県農業会議から各市町村の農業委員会へ綱紀肅正の徹底を図ってくださいということで先だって通達が来ております。定例総会の折りに皆さんにも、我々も含めてお願いをしているところですが、昨年 12 月に鹿児島県農業会議といたしましては、令和元年 12 月から翌 2 年 1 月の定例総会において決議・実施をしてくださいというお願いが来ておりまして、皆さんにお諮りするところではありますが、総会の議事録に残しておいてくださいとのことでしたので、議案として提出しております。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ということで、マニュアルが届いておりますので、お諮りをして当農業委員会においても、決議をいたしたいと思っております。

決議書を私の方で読み上げますので、皆さんの審議方よろしくお願いたします。

また資料の中で、「遵守」という字が「順守」となっておりますので、議

事後に差し替えたいと思います。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月23日 南種子町農業委員会。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 質疑ありませんか。
- 議 長 (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 本日、追加議案がございます。審議いたしたくお伺いしますが、よろしいでしょうか。
- 議 長 (「はい。」の声あり)
- 議 長 賛同をいただきましたので、続いて追加議案となります議案第6号でございます。
- 議 長 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・Q、譲受人・Rを議題にします。
- 事務局 それでは、事務局より議案第6号の説明をお願いいたします。日高主任。別冊の資料48ページをお開きください。
- 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。資料を読み上げます。整理番号1番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 R。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 S です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●m²。

ほかに 〇〇字△△に 2 筆 の合計で 3 筆、地積合計は ●●m² です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、49 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 50 ページから添付しています。

この件につきましては、1 月 14 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を私、石堂が説明いたします。

5 番委員 整理番号 1 番。鹿児島市在住の R さんは、〇〇地区に在住しておりました T さんの息子さんでございます。T さんは旦那さんを亡くしてから何十年も経つんですけれども、農業を一切していなくて、外の農地につきましても外の方が耕作しているという状態でございます。

この農地についても、S さんが借りて耕作をしておりましたが、この度 R さんの方から種子島の農地をすべて処分したいということで依頼があったそうで、価格についても最初は非常に安いなという感覚を受けたんですけど、R さんの方からこの金額で買ってくれということで依頼があったそうで、この金額になりました。

現地調査の折りに現地に行きましたけれども、確かに耕作をされており、第 3 条の規定には適していると思っております。S さんは農業を一生懸命にやっている方ですので、問題ないかと思えます。

よろしく願いいたします。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、追加議案 議案第 6 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。追加議案 議案第 6 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。